

議第 26 号

飛驒農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき、飛驒農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約について議決を求める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）が改正されたことに伴い、飛驒農業共済事務組合同規約の一部を改正するもの。

飛驒農業共済事務組合規約の一部を改正する規約

飛驒農業共済事務組合規約（平成2年岐阜県指令飛総第2192号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、<u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号）に基づく<u>農業共済事業及び農業経営収入保険事業</u>に関する事務を共同処理する。</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、<u>農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号）に基づく<u>農業共済事業</u>に関する事務を共同処理する。</p>

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

【参考資料】

飛騨農業共済事務組合理約の一部を改正する規約要綱

1. 改正理由

農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）が改正されたことに伴い、法律名が農業保険法に改められ、従来の農業共済事業に加え、農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための農業経営収入保険事業の創設措置を講ずるため、当該規約の一部を改正するものです。

2. 概要

- （1） 農業災害補償法に基づく農業共済事業に関する事務を、農業保険法に基づく農業共済事業及び農業経営収入保険事業に改めます。

（第 3 条関係）

- （2） この規約は、知事の許可があった日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用します。

（附則関係）